



光通信・知財の窓

— 光内外特許事務所 —

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

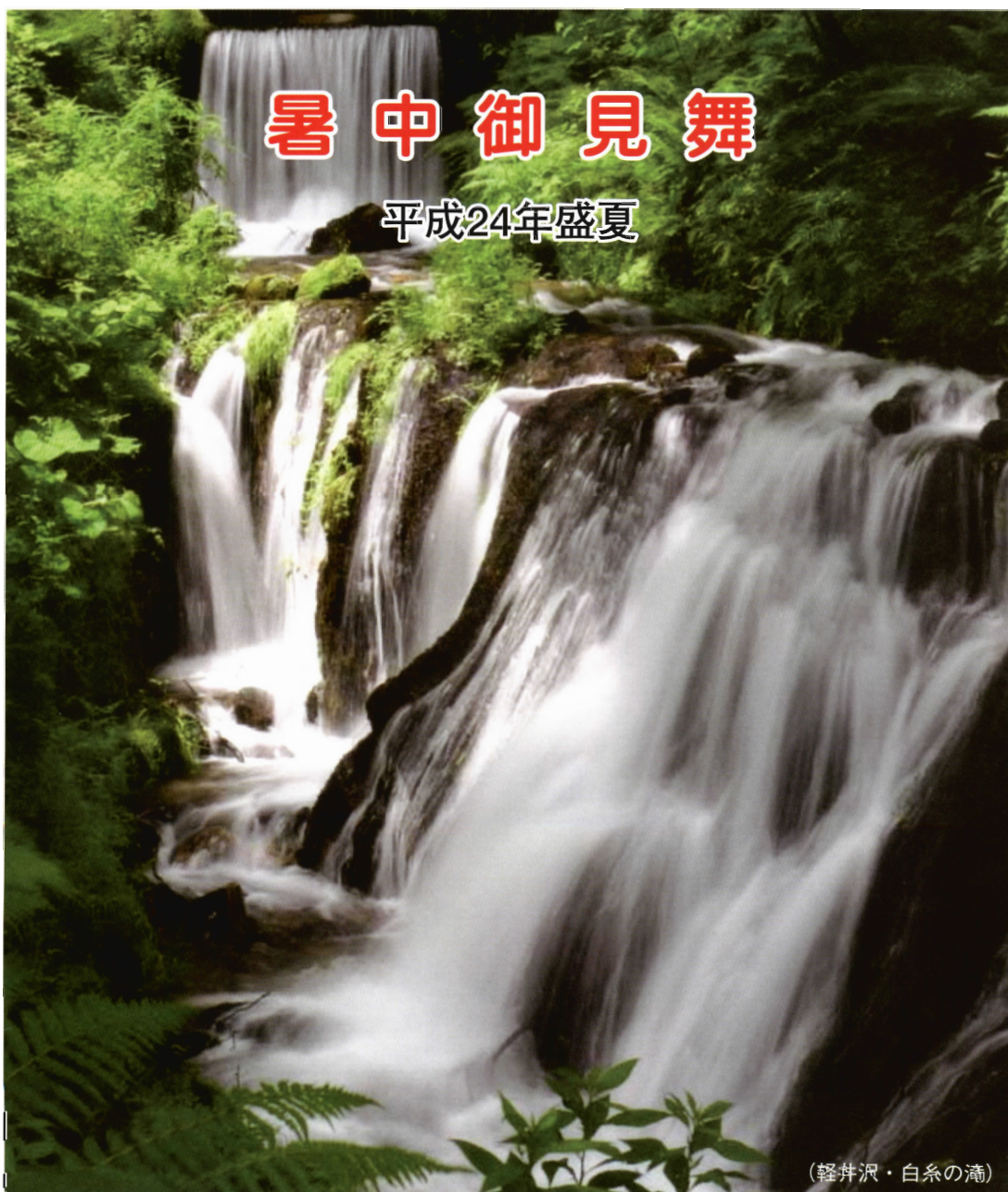
TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

<http://www.hikari-naigai.com/>



2012・7・10



暑中御見舞

平成24年盛夏

(軽井沢・白糸の滝)

『ファイル共有ソフトWinny』事件

解説

著作権法違反幫助事件（最高裁・平成21年（あ）第1900号、判決言渡平成23年12月19日）

第1 事案の概要

(1) 本件は、被告人が、ファイル共有ソフトであるWinnyを開発し、その改良を繰り返しながら順次ウェブサイト上でこれを公開し、インターネットを通じて不特定多数の者に提供していたが、これを入手した正犯2名が、これを用いて著作権法違反の犯行を行った。Winnyの開発者が、Winnyの公開、提供行為が著作権法違反の幫助行為にあたるとして起訴された事案である。

第2 主な争点

本件の論点は、Winnyのような適法用途にも、著作権侵害用途にも利用できるソフトをインターネットを通じて不特定多数の者に公開、提供し、正犯者がこれを利用して著作権違反行為をした場合、如何なる要件を満たせば幫助犯の成立を認めるかと言う刑法62条1項の解釈・適用の点にある。

法律論的には、刑法の幫助犯の成立要件ということになるが、中立性のある新技術の提供行為（行為の態様も問題であるが）が適法か違法かが問題となったものとして、その結果が注目された事件であった。

第3 裁判所の判断

本件上告を棄却する。

(1) Winnyは、個々のコンピュータが、中央サーバーを介さず、対等な立場にあって全体としてネットワークを構成するP2P技術を応用した送受信プログラム機能を有するファイル共有ソフトである。Winnyは、情報発信主体の匿名性を確保する機能（匿名性機能）とともに、クラスタ化機能、多重ダウンロード機能、自動ダウンロード機能といったファイル検索や送受信を効率的に行うための機能を備えており、それ自体は多様な情報の交換を通信の秘密を保持しつつ効率的に行うことを可能とし、様々な分野に応用可能なソフトであるが、本犯正犯者がしたように著作権を侵害する態様で利用することも可能なソフトである。

(2) [第1審判決]

第1審判決は、Winnyの技術それ自体は価値中立的であり、価値中立の技術を提供すると一般が犯罪行為となり兼ねないような、無限定の幫助犯の成立範囲の拡大は妥当でないとしつつ、結局、そのような技術を外部へ提供する行為自体が幫助行為として違法性を有するかどうかは、その技術の社会における現実の利用状況やそれに対する認識、さらに提供す

る際の主観的態様如何によると解するべきであるとした。そして、被告人の行為は、幫助犯を構成すると評価できるとして、罰金150万円とした。これに対して検察官は量刑不当を理由に控訴した。

[控訴審判決]

インターネット上におけるソフトの提供の幫助犯は、これまでにない新しい類型であり、罪刑法定主義からも慎重な検討を要するとし、「価値中立のソフトをインターネット上で提供することが、幫助犯となるには、ソフトを違法行為の用途のみに又はこれを主要な用途とした場合に成立する」とし、被告人は、著作権を侵害する者が出る可能性・蓋然性があることを認識し、認容していたことは認められるが、それ以上に、ソフトを違法行為の用途のみに又はこれを主要な用途として使用させるように勧めて提供したとは認められないから、幫助犯は成立せず、無罪を言い渡した。

[最高裁判決]

以下の理由で本件上告を棄却した。

(1) 被告人は、本件Winnyを含むWinnyを公開、提供するに当たり、ウェブサイト上に違法なファイルのやり取りをしないよう求める注意書を付記したり、開発スレッド上にもその旨の書き込みをしたりして、常時、利用者に対し、Winnyを著作権侵害のために利用することがないように警告発していたのである。

(2) これらの点を考慮すると、いまだ、被告人において、本件Winnyを公開、提供した場合に、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたとまで認めることは困難である。

以上によれば、被告人は、著作権法違反罪の幫助犯の故意を欠くと言わざるを得ず、被告人につき著作権法違反罪の幫助犯の成立を否定した原判決は、結論において正当である。

よって、大谷剛彦裁判官の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

第4 考察

本件は、新聞等で大きく報道された事件であった。最高裁の判断が注目されていたが、最終的には、幫助犯の故意に欠けると言う事実認定で被告人を無罪とした原判決を維持したものである。

中立性のある技術を開発して、これを広く世間に提供することは、世の中の技術の進歩に貢献するのであるから、技術自体に問題はない筈である。ただ、その提供する態様によっては、幫助犯の成立する余地があることを認識させるものであった。

例えば、細部を知らない技術者に対しては、この判決が有罪となった場合に、萎縮効果を与えることにならないか危惧していたが、刑法上の幫助犯の解釈論は別として、本事件が結果として無罪となりよかったと評価したい。

今後、実務の参考になる部分があるかと思われるので紹介した。

以上

中国での“商標権バトル” 巻き込まれる日本企業 ～先手必勝でトラブル回避

中国で商標権をめぐるトラブルが続出し、中国での事業展開に新たなリスクとして商標権問題が浮上している。インターネットの普及などで手続きが容易になったことから、中国市場に参入する外国企業との訴訟を狙い、海外で発売された他社の新製品と同じ商標をすぐに中国で登録する動きが拡大している。中国の裁判所が受理した商標権に関する案件数は5年間で5倍近くに急増している。

中国は、商標権について類似した内容が異なる出願人によって行われた場合、国内で先に登録した方に登録を認める「先願主義」を採用している。“早い者勝ち”の論理で、企業の実態にかかわらず、先に登録した中国企業が有利になる。商標権をめぐる外国企業との“商標権バトル”が中国国内で頻発してきたのもそのためだ。

■クレヨンしんちゃん■

平成16年、双葉社がクレヨンしんちゃんのデザインされたグッズを上海市内のデパートで販売していたところ、別のアパレル会社が同じデパートでクレヨンしんちゃんの靴を販売していた。アパレル会社に聞いただと、デザインなどについて中国内で商標権を取得していると主張し、双葉社側の商品こそ「偽物」だと訴えてきた。

当時、模倣品や海賊版で中国での知名度は高かったものの、クレヨンしんちゃんの本格的な市場はまだ立ち上がっていなかった。このため、双葉社は中国で商標権を登録しておらず、その“すき間”を狙われた形だ。相手会社の商標権の登録取り消しなどを求める訴訟を約8年間繰り返し、今年3月までようやく商標権と著作権が認められた。

■高島屋■

中国1号店を上海市に今秋出店する予定の高島屋も計画中に中国の業者に「高島屋」の商標を知らない間に申請されていたことが明らかになった。高島屋は中国当局に異議を申し立てたほか、日本の経済産業省も事態を重視、中国側に対処を求めている。

高島屋は今秋、上海市に1号店を出店する予定だが、その前に商標権を確保できなければ、宣伝などの営業活動に支障が出る可能性があり、今後、中国で複数店舗の展開を目指す同社

のアジア戦略にも足かせとなっている。

■森伊蔵酒造の芋焼酎■

日本国内でビジネスを展開するメーカーにも中国の商標権問題は忍び寄っている。鹿児島県垂水市の酒造会社「森伊蔵酒造」。国内のみで販売される人気芋焼酎「森伊蔵」の名称が平成19年、日本国内の企業によって中国の商標局に商標権を申請された。

当時、森伊蔵酒造も模倣品対策のため中国で商標権を申請したが、その4カ月前にすでに申請されていたという。異議申し立てを行ったが、今年1月に商標局は認めない判断を下したことが分かった。その理由として、森伊蔵酒造に中国での販売実績がないことをあげた。日本でいくらか有名でも中国でそうでなければ、先に申請された商標権をくつがえすのは困難とみられている。

■資生堂■

一方、資生堂は先手必勝の戦略で商標登録をしている。同社では「需要がない国だからといって、商標登録をしないのは甘い」と危機感を現している。すでに「資生堂」の名称とロゴマークを欧米や中国にとどまらず、トルコやモロッコなど120カ国以上で商標出願しており、その範囲はビジネスを展開していない国にも及ぶ。進出直前になって会社名が商標登録される事態を防ぐためだ。



実は日本も商標権は同じ先願主義で、審査も大きな違いはない。日中のルールは同じだが、権利を行使する発想が中国企業の方が高いといえる。また日系企業に商標権を売却して利益を得ようとするビジネスもある。法を巧みに活用して、攻めてくる中国の“商標権バトル”に対抗するため、日本企業には一層の努力が求められる。

●中国の主な商標権をめぐる紛争●

双葉社のクレヨンしんちゃん	中国のアパレル会社がクレヨンしんちゃんのデザインなどの商標権を中国内で取得していた
高島屋	高島屋が上海市に出店計画、中国の複数の業者が「高島屋」の商標を申請していた
森伊蔵酒造の芋焼酎	森伊蔵酒造の芋焼酎「森伊蔵」が、日本の国内企業によって中国で商標権を申請されていた
アップルのiPad	中国企業がiPadの商標権所有を主張し、米アップル社を提訴

審 決 紹 介

商標(別掲(1))は、引用商標(別掲(2))とは、いずれも構成中の「片手でらくらく」の文字部分が自他商品の識別機能を果たし得ず、当該文字部分をもって取引に資するとはいえないから、互いに非類似、と判断された事例(不服2011-14679、平成24年2月10日審決、審決公報第147号)

1 本願商標

本願商標は別掲(1)の通りの構成よりなり、第16類に属する願書に記載の通りの商品を指定商品として、平成22年6月9日に登録出願され、最終的に「箱形容器入りのトイレトペーパー」と補正されたものである。

2 引用商標

登録第4904535号商標(以下、「引用商標」という。)は、別掲(2)の通りの構成よりなり、平成16年12月16日に登録出願、第5類「医療用油紙、衛生マスク、オブラート、ガーゼ、カプセル、眼帯、耳帯、生理帯、生理用タンポン、生理用ナプキン、生理用パナティ、脱脂綿、ばんそうこう、包帯、包帯液、胸当てパッド、失禁用パッド、失禁用ライナー、歯科用材料、医療用腕環、失禁用おしめ、はえ取り紙、防虫紙、乳糖、乳児用粉乳、人工授精用精液」を指定商品として、同17年10月28日に設定登録されたものである。

3 当審の判断

本願商標は、別掲(1)の通り、箱形の容器から出た紙を手の指で挟んでいる図形とその図形中の紙の部分に「片手で」「らくらく」の文字を2段に書してなる処、「らくらく」の文字は「たやすいさ。」を意味する「楽々」(「広辞苑 第六版」株式会社岩波書店)を平仮名で書いたものと容易に認識されるものであるから、当該文字部分は「片手でたやすく」程の意味合いを認識させるものである。

そして、「片手でらくらく」の文字については、次のインターネット情報でもみられるように、一般に、キッチンタオルについて、「…片手でらくらく

切れるピーチキッチンタオルが好評です。」、ウエットティッシュについて、「ワンタッチでオープン!片手でらくらく取り出せます。」、トイレトペーパーホルダーについて、「☆ペーパーホルダーはホルダーに置くだけ、片手でらくらく下向きカット!」、同じく、「…面倒なペーパーの巻取りからペーパーカットまで片手で楽々使用。」のように、その商品が片手でたやすく使用できることを説明するものとして、「片手でらくらく」(「らくらく」は、「楽々」や「ラクラク」と記載されることもある。)の文字が使用されている実情がある。

そうとすれば、本願商標の構成中、「片手でらくらく」の文字部分は、「片手でたやすく使用できる」という程の意味合いを容易に理解させるものであつて、商品の品質を表示するに過ぎないものであり、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものとみるのが相当である。

そうとすると、本願商標は、その構成中、「片手でらくらく」の文字部分のみに着目し、これをもって取引に資するとは言い難いものである。

一方、引用商標は別掲(2)の通り、角丸の台形図形内に「テークケア」の文字とその下部に「片手でらくらく」の文字を書してなる処、構成中の「片手でらくらく」の文字は上記と同様に、自他商品の識別標識として機能を果たすものではないとみるのが相当である。

そうとすると、引用商標においても「片手でらくらく」の文字部分のみを取り出して、これをもって取引に資するものとは言えない。

したがって、本願商標と引用商標の構成中の「片手でらくらく」の文字部分が、自他商品の識別標識としての機能を有するものとし、両商標が類似するとして、本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論の通り審決する。

別掲(1)(本願商標)



別掲(2)(引用商標)



お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

昭和27年	商標登録第 419083号～第 419923号
◇ 37年	◇ 第 601684号～第 603182号
◇ 47年	◇ 第 990001号～第 993165号
◇ 57年	◇ 第 1153499号～第 1559495号
平成 4 年	◇ 第 2483501号～第 2493501号
平成 14年	{ ◇ 第 3371447号～第 3371447号
	◇ 第 4626439号～第 4633672号

各年の12月1日～12月末日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます)。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成21年8月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なのは7月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご質問ございましたらお問合せください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、

審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
24年3月分	43,015	11,372
前 年 比	116%	113%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm